(19) **日本国特許庁(JP)** 

# (12) 特 許 公 報(B1)

(11)特許番号

特許第5416299号 (P5416299)

(45) 発行日 平成26年2月12日(2014.2.12)

(24) 登録日 平成25年11月22日(2013.11.22)

(51) Int.Cl.			FΙ	F I		
HO4M	1/17	(2006.01)	HO4M	1/17	A	
HO4M	1/02	(2006.01)	HO4M	1/02	C	
H05K	5/03	(2006.01)	H05K	5/03	A	

請求項の数 2 (全 11 頁)

(21) 出願番号 (22) 出願日 審査請求日	特願2013-96734 (P2013-96734) 平成25年5月2日 (2013.5.2) 平成25年6月4日 (2013.6.4)		713005392 小林 年子 京都府京都市伏見区久我東町1番地105	
早期審査対象出願		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	小林年子 京都府京都市伏見区久我東町1番地105 松元 伸次	
		(56) 参考文献	歌 特開平11-274742 (JP, A)	
			特開2002-000329 (JP, A	

最終頁に続く

登録実用新案第3178403 (JP,

U)

# (54) 【発明の名称】携帯端末用装具

# (57)【特許請求の範囲】

# 【請求項1】

携帯端末本体部の表面及び背面を覆う第一蓋体と第二蓋体間に折り曲げ部 を有し、前記折り曲げ部の中央部に可撓性仮止具の一部を縫合し、前記携帯端末本体部の カメラ撮影機能レンズを除く背面中央部の右側又は左側に接着体を貼り付け、前記仮止具 の他部と前記接着体が脱着可能に固着されてなることを特徴とする携帯端末用装具。

# 【請求項2】

折り曲げ部を軸として第二蓋体の内面を対向する第一蓋体の背面へ折り曲 げ、携帯端末本体部の表面及び背面を露出可能としてなる請求項1の携帯端末用装具。

10

# 【発明の詳細な説明】

# 【技術分野】

## [0001]

この発明は、携帯端末のサイズが異なる機種に対応が可能であり、収納した携帯端末を 安定的に且つ確実に支持することができ、且つボタン操作を円滑に確実に行うことができ る携帯端末用装具に関するものである。

# 【背景技術】

### [0002]

携帯端末を携帯することは消費者に利便性をもたらし、現在では子供から大人にいたる

まで携帯し、携帯端末は個人基本所持品の一つとなった。携帯端末使用者層が増えるにつれて、携帯端末本体の功能を日々強化するのはもちろん、ケース設計領域にも多く参入し、オリジナルで美観性と価値観を備えたカバーを作り、大衆購買を引きつけている。

#### [00003]

現在市場で販売されている携帯端末の大半は使用者にカバーを変更できる機能を提供し、使用者は気分やファッションに合わせて異なるカバーに付けかえることができ、使用者の楽しみを高めている。

## [0004]

従来、携帯端末のサイズは機種によって異なるため、携帯端末の機種によって、その機種専用のカバーを用意することが必見である。近年、多種多様を極めその事毎に携帯端末用カバーを機種に応じた異なるカバーを用意することが必至であった。その多種多様性に対応する構成への配慮を欠如しており、所守寸法以外には携帯端末用カバーは使えないという欠点があった。なお、携帯端末には、二つに折り畳む形式のものと、折り畳まない形式のものとがあり、ここで示しているのは、折り畳まない形式のものである。折り畳まない携帯端末では、表示画面およびボタンが前面に露出したままとなっている。

#### [0005]

このような折り畳まない携帯端末はむきだしのまま持ち運ばれることも勿論あるが、専用カバーに入れられて持ち運ばれることもある。

【先行技術文献】

【特許文献】

[0006]

【特許文献 1 】特開2010-16799号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

#### [0007]

従来、携帯端末のサイズは機種によって異なるため、携帯端末の機種によって、その機種専用のカバーでなければ使用できないことになる。よって、異なる機種の携帯端末を使用する時には、必ずその異なる機種に応じたカバーを用意しなければならない。そのため、一目で美観性と価値観が備わる携帯端末用カバーであっても、その機種専用でなければ購入することが不可能であり、使用者の購買選択幅が狭まり満足を得られなかった。

## [00008]

これを生産者の立場からすると、現在の市場には多種多様の携帯端末が出回っており、 各種類に応じてサイズの異なる携帯端末用カバーを製造しなければいけない。また、携帯 端末の新製品など続々と販売されるために、その都度サイズの異なるカバーを製造するこ とになり、コスト面、在庫面に対し、生産者の負荷がかかるという問題を有する。

#### [0009]

そこで本発明は、携帯端末のサイズの異なる機種専用のカバーを用意する難点を解決するためになされたものであり、より合理的な構造により、大きさや形態が区々の各メーカーの携帯端末に対する収容性を高め、且つ携帯端末を安定的に支持しつつ,且つ円滑にボタン操作することができ、且つ使用者に多くの選択幅を増やすことが可能な携帯端末用装具を提供する。

【課題を解決するための手段】

### [0010]

請求項1に記載の携帯端末用装具は、携帯端末本体部の表面及び背面を覆う第一蓋体と第二蓋体間に折り曲げ部を有し、前記折り曲げ部に可撓性仮止具の一部を固定し、前記携帯端末本体部の背面の右側又は左側に接着体を貼り付け、前記仮止具の他部と前記接着体が脱着可能に固着されてなることを特徴とする。

## [0011]

請求項1又は請求項2に記載の携帯端末用装具は、第一蓋体と第二蓋体を外側に折り曲 げ携帯端末本体部の表面及び背面を露出可能としてなることを特徴とする。 10

20

30

40

#### [0012]

請求項3の携帯端末用装具は、請求項1又は請求項2に記載の携帯端末用装具において、可撓性仮止具が硬質フック部を有し、接着体が軟質ループ部を有することを特徴とする。 【発明の効果】

# [0013]

本発明は携帯端末のサイズが異なる機種に対応し、機種専用のカバーを用意する手間が省け、携帯端末本体の寸法が多種多様でも、使用するのになんらさしつかえない。且つ、安定的に支持でき、円滑にボタン操作が確実におこなえる、携帯端末用装具を提供する。 【図面の簡単な説明】

[0014]

10

20

- 【図1】本発明の実施例の携帯端末用カバー内面に仮止用装具を縫い付けた正面図。
- 【図2】本発明の実施例の携帯端末用カバー内面に仮止用装具を縫い付けた背面の正面図
- 【図3】仮止用装具を縫い付けた状態を示す内面からみた左半面の正面図。
- 【図4】仮止用装具を縫い付けた状態を示す内面からみた右半面の正面図。
- 【図5】本発明の実施例の携帯端末本体部の背面にマジックテープ(登録商標)を装着した斜面図。
- 【図6】本発明の実施例の携帯端末本体部を前面から見た斜面図。
- 【図7】実施例の携帯端末を携帯端末用カバーに収容した状態を示す斜面図。
- 【図8】本発明の実施例の携帯端末を使用状態を示した斜面図。
- 【図9】本発明の実施例の携帯端末を使用状態を示した斜面図。
- 【図10】携帯端末を横向けに使用した状態を示す斜面図。
- 【図11】本発明の実施例の携帯端末の通話する状態を示す正面図。
- 【図12】実施例の携帯端末の通話スピーカー機能を使用する状態を示す斜面図。
- 【図13】実施例の携帯端末用カバーの蓋体部の開閉状態を示す斜面図。
- 【図14】実施例の携帯端末用カバーの蓋体部の開閉状態を示す斜面図。

【発明を実施するための形態】

# [0015]

以下、本発明の実施例を図面に基づいて詳細に説明する。

# 【実施例】

30

## [0016]

1は第一仮止用個着体、 2は第一折り曲げ部、 3は第二折り曲げ部 、4は吸着体、 5は接着体、6は第一蓋体内面 、7は第二蓋体内面 、8は第三蓋体内面 、9はひも通し穴、10はストラップひも、11はカードポケット、12はカードポケット、13は縫い付け部、20は第二仮止用接着体、21は携帯端末背面、22は携帯端末前面、23はカメラ撮影機能レンズ、24は第一蓋体背面、25は第二蓋体背面、26は第三蓋体背面、30は親指、31は人差し指、32はカメラ撮影ボタン、33は耳介を示す。

## [0017]

携帯端末用装具は、図1及び図2に示したように、折り曲げ部2の中央部に可撓性の第一仮止用個着体1の一部が縫合されており、図3及び図4に示したように、第一蓋体内面6と第二蓋体内面7を左右自在に折り畳みが可能に形成がなされるように構成している。

#### [0018]

次に、実施例の携帯端末本体部に仮止用接着体を取りつける要領について説明する。図5に示したように、携帯端末本体部の背面21の右側又は左側(図では右側)の中央部に第二仮止用接着体20を装着する。例えば、第二仮止用接着体20の貼りつけサイズ幅を増やし装着することが、強度的に相応しいと考えられるが、しかしながら、携帯端末は多種多様であり、機能装置が多く、特に携帯端末本体部の背面21に至ってはカメラ撮影機能レンズ23が上部を中心に備わる携帯端末が多く、機種により機能部材の位置が異なるため、携帯端末本体部の背面21への幅広い範囲の第二仮止用接着体20の装着は適していない。従って、携帯端末本体部の背面21の右側又は左側の中央部に関しては、比較的に端末機能装置が

50

ほぼ無い状態であり、最も邪魔にならない装着箇所として適している。また、携帯端末用カバーと携帯端末の第一仮止用個着体1と第二仮止用接着体20を互いの中央部に位置させることで、携帯端末用カバーに装着する際はバランス良く収容できる目印となり美観性を保つことができる。

## [0019]

次に、実施例の携帯端末本体部を携帯端末用カバーに装着する要領を説明する。図5に示した携帯端末本体部を、図6に示すように携帯端末本体部の背面21の右側又は左側(図5では右側)の中央部に第二仮止用接着体20を装着し、携帯端末本体部の背面21を携帯端末用カバーの第一仮止用個着体1に対向させ、図7に示したように互いに係合し、携帯端末用カバーの右側又は左側の蓋体(図では右側)へ携帯端末本体部の収容ができ、携帯端末を円滑に操作して通話或いは電子携帯端末用メール作成、送信を正確に行うことができる

10

#### [0020]

なお、実施例に使用する第一仮止用個着体1、第二仮止用接着体20の素材はマジックテープ(登録商標)を採用する。硬い素材のフック部と軟らかい素材のループ部が互いの対向面に押し当てることでカギ状に引っかかるように構成され脱着可能に固着することが可能である。また、携帯端末用カバー内の折り曲げ部2の中央部に縫合する第一仮止用個着体1は両面が硬いタイプのフック部よりなるマジックテープ(登録商標)であり、携帯端末本体部の背面21に取り付ける第二仮止用接着体20はマジックテープ(登録商標)の裏面に両面テープ加工がなされた軟らかいタイプのループ部を使用し、携帯端末本体部の背面21に親指30や人差し指31を使い第二仮止用接着体20を押しつけて圧着することにより、圧力をかけることで接着力が発現しする。(接着後は1~2日で最大の接着力となる。)

20

そこで、本発明の携帯端末用カバー寸法について説明する。多種多様の携帯端末は縦横のサイズが異なり、本発明の携帯端末用カバーは、携帯端末の平均値を熟知し、考慮しながら対応している。また、今後販売される、異なる携帯端末のサイズ等に関しては、判断しながら応じて決定すればよい。

# [0021]

次に、実施例の携帯端末のカメラ撮影機能を使用する要領を説明する。携帯端末用カバー第二蓋体内面7はこれに対向する第一蓋体背面24へ折り畳んた状態で、携帯端末本体部の前面22と背面21を露出し、図8乃至図10に示すように、カメラ撮影機能を円滑に使用することができると共に、携帯端末本体部の前面22と背面21が露出された状態であっても、第一仮止用個着体1と第二仮止用接着体20が密着係止されていることにより、不測に携帯端末用カバーから携帯端末本体部を落下させることなくボタンを円滑に且つ確実に押し、軽快に操作することができる。

30

# [0022]

なお、図8乃至図10はその一例を示すもので、携帯端末用カバーと携帯端末本体部を密着に固定され、且つ折り曲げ部2を軸に折り畳み可能に形成してなる第一蓋体内面6と第二蓋体内面7は使用目的により、携帯端末本体部の前面22と背面21を露出させ、携帯端末用カバーを親指以外の四本の指で包持し、親指30は携帯端末本体部の前面22を押さえた状態にし、露出した携帯端末本体を不測に落下させることなく安定的に支持することができ、一方の手(図8、図9、図10では右手)の人差し指31でカメラ撮影ボタン32を円滑に操作ができる。また、図9に示したように、折り畳んだ状態の第一蓋体背面24と第二蓋体背面25の間に一方の手(図9では左手)の人差し指を挟持し、親指で折り曲げ部2を押さえることで、より安定的に保持し、安定的にカメラ撮影が実現できる。従来の携帯端末用カバーのように、携帯端末本体部を脱着することなく円滑に且つ正確にボタン操作することができる。

40

### [0023]

次に、実施例の通話及び電子メールの作成送信を行う使用要領について説明する。図11 に示したように、第一蓋体内面6が第二蓋体背面25へ折り畳まれた状態で、親指30を蓋体8 に沿わせながら、親指30以外の四本の手で蓋体全体を包持することにより、携帯端末本体

10

20

30

40

50

部の前面22を耳介33に安定的に添えあて使用することができる。なお、図11で示すのは右手であるが、左手を使用の場合は人差し指31を(図示せず)第三蓋体内面8に係り沿わせ、耳介33に添えあて通話を行う。あるいは、図12に示したように第一蓋体内面6と第二蓋体内面7を開放した状態にし、携帯端末のスピーカー機能を使用し通話ができる。及び、電子メールの作成、送信も行うことも可能である。

## [0024]

次に、携帯端末を使用し終えたときは、第一蓋体内面6と第二蓋体背面24に磁石を用いた吸着体4が内部に埋入されており、図13、図14に示したように、携帯端末本体部の前面22と背面21に第一蓋体内面6と第二蓋体内面7が覆い被せた状態で吸着体4に第三蓋体内面8の一端にある接着体5に閉止することで止められ、携帯端末本体部の前面22と背面21を傷や衝撃から守り、不測に落下させることなく、安定的に携行することができる。

# [0025]

以下、本発明を実施するための動作について説明する。上記、携帯端末用カバーに携帯端末を収容する際は、図5に示したように、携帯端末本体部の前面22を手のひら上に載置し、親指30を除いた四本の指で包持し、親指30を携帯端末本体部の背面21下部を押さえながら支え、一方の手(図5では右手)の親指30と人差し指31で第二仮止用接着体20の粘着面のはく離紙をはがし、携帯端末本体部の背面21の右側又は左側の中央部(図では右側)に第二仮止用接着体20を装着する。なお、動作について、右手又は左手のうちの何れか一方の手を使用する。(図では表からみて右)

次に図6及び図7に示したように、携帯端末本体部の背面21を手のひら上に載置し、親指30を除いた四本の指で包持し、親指30を携帯端末本体部の前面22の下部を押さえ支持する。ここで、もう一方の手(図6では右手)の親指30を除いた四本の指で携帯端末本体部の背面21を包持し、親指30で携帯本体部の前面22の中央部を押さえ支持する。これを両手で、携帯端末本体部の背面21の右側又は左側の中央部に装着した、第二仮止用接着体20と携帯端末用カバーに設けられた第一仮止用個着体1のどちらかの一方の面のフック部に密着係合させ止着し、図7に示したように、携帯端末本体を携帯端末用カバーに固定(図では右側)することにより収容させることができる。

#### [0026]

次に、使用目的によって携帯端末用カバーの第一蓋体内面6と第二蓋体内面7は左右自在に折り曲げ部2を中心に可撓可能に構成されており、図7及び図8に示すように、第二蓋体内面7を対向する第一蓋体背面24へ折り曲げ部2を軸に折り畳んだ状態で、親指30以外の四本の指で蓋体全てを包持し、親指30は携帯端末本体部の前面22の下部を押さながら、携帯端末本体部の前面22と背面21を露出させ、一方の手(図8,図9では右手)の人差し指31で図8及び図9に示したようにカメラ撮影ボタン32を円滑に押すことができる。さらに図9のように、第一蓋体6が第二蓋体背面25へ折り畳んだ状態で、対向する第一蓋体背面24と第二蓋体背面25の間に一方の手(図9では左手)の人差し指31を挟み込み支持固定することで、より自由な状態で保持し、且つ安定的に携帯端末用カバーを支持し動かしながら、カメラ撮影ボタン32を円滑に且つ正確に押すことが可能である。

#### [0.027]

図11に示したように、通話を行う場合は携帯端末用カバーを親指以外の四本の指で蓋体全体を包持し、親指30は第三蓋体内面8に係り沿わし、携帯端末用カバーと携帯端末本体部の前面22と背面21を安定的に保持し、且つ携帯端末本体部の前面22を耳介33に添えあて確実に支持しながら通話を行うことができる。なお、図11で示すのは右手であるが左手を使用の場合、人差し指31以外の四本の指で蓋体全体を包持し、人差し指31は(図示せず)第三蓋体内面8に係り沿わせ耳介33に添えあて確実に支持しながら通話を行う。あるいは、図12のように第一蓋体内面6と第二蓋体内面7を開放した状態で、両手の親指30を除く四本の指で携帯端末カバーの背面を包持し、親指は携帯端末カバー内面の下部と携帯端末本体部の前面22の下部を押さえ支持しながら、携帯端末のスピーカー機能を使用し通話ができる。及び、電子メールの作成、送信も行うことも可能である。また、携帯端末用カバーは、片手で本を読む動作と同じ要領で、親指30以外の四本の指で包持し、親指30を携帯端

末本体部の前面22の下部を押さえ支持することにより片手(図12では両手)での通話も可能である。

### [0028]

本発明の使用要領を説明する。本発明の携帯端末用装具は、携帯端末用カバーの内面の折り曲げ部中央部にマジックテープ(登録商標)の一部を固定し、携帯端末本体部の背面の右側又は左側の中央部にマジックテープ(登録商標)を装着した接着体と前記携帯端末用カバーのマジックテープ(登録商標)とが互いに密着係止し、携帯端末用カバーに携帯端末本体部を右側又は左側に収容する。また、携帯端末用カバーの蓋体を外側に折り曲げ携帯端末本体部の前面及び背面が露出可能であり、カメラ撮影機能の使用が実現でき、且つ通話或いはメール作成、送信ができる。

10

# 【産業上の利用可能性】

#### [0029]

携帯端末本体の持ち運びに用いられる携帯端末用カバーに採用することができる。

### 【符号の説明】

### [0030]

- 1 第一仮止用個着体
- 2 第一折り曲げ部
- 3 第二折り曲げ部
- 4 吸着体
- 5 接着体
- 6 第一蓋体内面
- 7 第二蓋体内面
- 8 第三蓋体内面
- 9 ひも通し穴
- 10 ストラップひも
- 11 カードポケット
- 12 カードポケット
- 13 縫い付け部
- 20 第二仮止用接着体
- 21 携带端末背面
- 22 携帯端末前面
- 23 カメラ撮影機能レンズ
- 24 第一蓋体背面
- 25 第二蓋体背面
- 26 第三蓋体背面
- 30 親指
- 31 人差し指
- 32 カメラ撮影ボタン

33 耳介

# 【要約】

【課題】 本発明は、携帯端末のサイズ異なる機種に対応し機種専用のカバーを用意する 手間が省け、且つ携帯端末用カバーに収納した携帯端末を安定的に支持でき、且つ円滑に ボタン操作がおこなえる携帯端末装具を提供する。

【解決手段】 本発明の携帯端末用装具は、携帯端末用カバーの内面の折り曲げ部の中央部にマジッテープ(登録商標)の一部を固定し、携帯端末本体部の右側又は左側にマジッテープ(登録商標)を装着した接着体と前記携帯端末用カバーのマジッテープ(登録商標)とが互いに密着係止し、携帯端末用カバーに携帯端末本体部を収容する。また、携帯端末用カバーの蓋体を外側に折り曲げ携帯端末本体部の前面及び背面が露出可能であり、カ

10

20

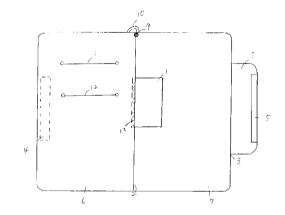
30

30

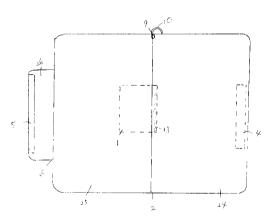
40

メラ撮影機能の使用が実現でき、且つ通話或いはメール作成、送信ができる。 【選択図】図 1

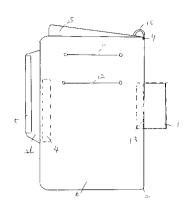
【図1】



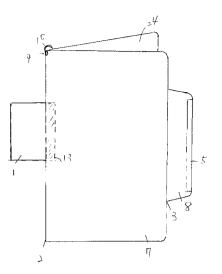
【図2】



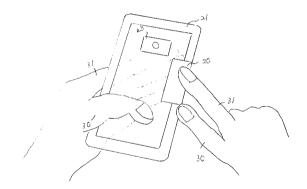
【図3】



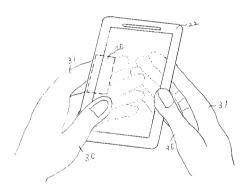
【図4】



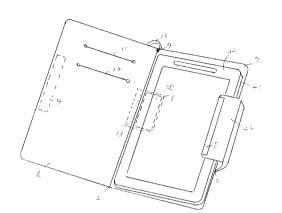
【図5】



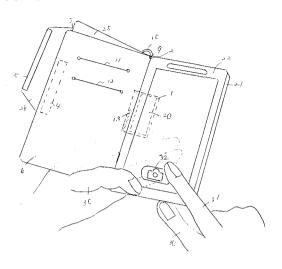
【図6】



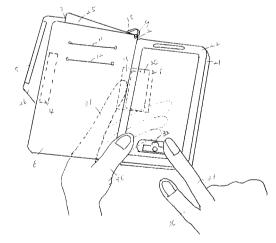
【図7】



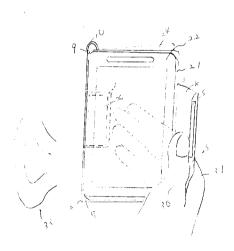
【図8】

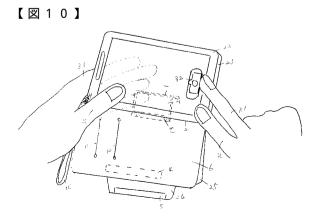


【図9】



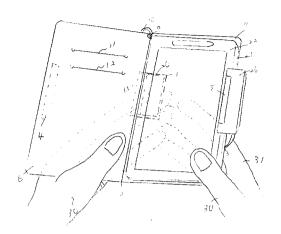
【図11】

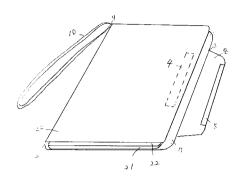




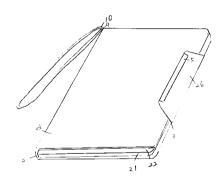
【図12】







【図14】



# フロントページの続き

(58)調査した分野(Int.CI., DB名)

H 0 4 M 1 / 0 2 - 1 / 2 3 \ H 0 5 K 5 / 0 0 - 5 / 0 6